

貯蓄預金

令和元年 10 月 1 日現在

1. 商品名（愛称）	貯蓄預金
2. 販売対象	・ 個人のみ
3. 期間	・ 特に期間の定めはありません
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・ 随時預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
5. 払戻方法	・ 随時払戻しできます。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・ 5 階層の金額階層別金利設定（10 万円未満、10 万円以上、30 万円以上、50 万円以上、100 万円以上）を行い、毎日の最終残高がそれぞれの金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示のそれぞれの金額階層の利率を適用します。 ・ 年 2 回（3 月、9 月）の当金庫所定の日に元金に組入れします。 ・ 1 年を 365 日とする日割計算 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円として利息を計算します。
7. 税金	・ 利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。 ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・ マル優の取扱いができます。
10. 中途解約の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボード、当金庫のホームページをご覧ください。また、または窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争 解決措置	・ 「苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。 https://www.shinkin.co.jp/obishin/policy/complaint/

貯蓄預金

13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。・「総合口座」の取扱いはできません。・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息等が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預積金元本を合計して 1,000 万円までとその利息等が保護されます。)
----------------	---

©くわしくは窓口にお問い合わせください。